平成２５年（フ）第４７号
青森県上北郡横浜町字豊栄平217番地４
債務者　菊池　幸雄
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
和歌山県新宮市三輪崎１丁目１番22号
債務者　廣嶋　和彦
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第４７３号
和歌山県橋本市高野口町伏原1289番地２
債務者　舛井　淳子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７６号
和歌山市木ノ本286番地の15
債務者　吉居　道泰
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４５６号
神奈川県大和市林間１丁目７―20　サニーヒル林間Ｃ202
債務者　勝又　篤史
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４６１号
神奈川県川崎市中原区丸子通２丁目682―48―309
債務者　鈴木美枝子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５６１号
東京都足立区千住東２丁目10―10―403
債務者　宮森　和子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５７２号
東京都板橋区大和町16―５―403
債務者　高橋　美輝
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５７５号
東京都世田谷区松原６丁目９―16―103
債務者　津島　七奈
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５７６号
東京都品川区西五反田４丁目５―２―213
債務者　森岡　和也
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５７９号
東京都杉並区下井草５丁目４―10―301
債務者　櫻澤　　力
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６１１号
東京都江戸川区平井２丁目１―９―302
債務者　小林　隆生
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６１２号
東京都世田谷区北烏山１丁目49―12―202
債務者　五十嵐　廉
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６３３号
東京都足立区東綾瀬２丁目３―５　ワコーレ綾瀬Ⅱ801
債務者　鈴木　　在
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６３９号
東京都八王子市椚田町537―２―312
債務者　佐々木葉子（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６４０号
東京都足立区綾瀬５丁目24―10―301
債務者　運天　正明
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部